○那珂川市専用水道及び簡易専用水道に関する規則

|  |
| --- |
| (平成30年9月28日規則第38号) |

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この規則は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)に基づく専用水道及び簡易専用水道に関し必要な事項を定めるものとする。

[水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)] [水道法施行令(昭和32年政令第336号)] [水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)]

(専用水道布設工事の確認申請等)

第2条　法第32条の規定により専用水道の布設工事の確認を受けようとする者は、法第33条第1項に規定する書類を添付して、専用水道布設工事確認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

[法第32条] [法第33条第1項]

2　法第33条第5項の規定による通知は、工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事確認済通知書(様式第2号)により、適合しないと認めたときは専用水道布設工事不適合通知書(様式第3号)により、適合するかしないかを判断することができないときは専用水道布設工事不確認通知書(様式第4号)により行うものとする。

[法第33条第5項] [法第5条]

(専用水道布設工事確認申請書の記載事項の変更の届出)

第3条　法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届(様式第5号)に変更の内容を確認できる書類を添えて行わなければならない。

[法第33条第3項]

(専用水道の給水開始前の届出)

第4条　法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道の設置者(所有者その他の者で、当該水道の管理について権限を有するものをいう。以下同じ。)が、専用水道給水開始届(様式第6号)により行わなければならない。

[法第34条第1項] [法第13条第1項]

2　専用水道給水開始届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　法第13条第1項の水質検査の結果書の写し

[法第13条第1項]

(2)　法第13条第1項の施設検査の成績書の写し

[法第13条第1項]

(3)　主要施設の平面図

(専用水道の水道技術管理者の届出)

第5条　専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を置き、又は変更したときは、速やかに、水道技術管理者設置(変更)届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

[法第34条第1項] [法第19条第1項]

2　水道技術管理者設置(変更)届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　履歴書

(2)　勤務証明書

(3)　水道技術管理者としての任命辞令の写し

(4)　省令第14条第3号に規定する登録講習の修了証書の写し

[省令第14条第3号]

(業務の委託の届出)

第6条　法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、専用水道の設置者が、水道管理業務委託(開始・終了)届(様式第8号)により行わなければならない。

[法第34条第1項] [法第24条の3第2項]

2　水道管理業務委託(開始・終了)届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　業務委託契約書の写し

(2)　受託水道業務技術管理者としての任命辞令の写し

(3)　受託水道業務技術管理者としての資格を証する書類

(4)　その他市長が必要と認める書類

3　水道管理業務委託(開始・終了)届の記載事項に変更を生じたときは、専用水道の設置者は、速やかに、水道管理業務委託変更届(様式第9号)により市長に届け出なければならない。

(専用水道の休止等の届出)

第7条　専用水道の設置者は、当該専用水道を休止し、若しくは廃止したとき又は当該水道が専用水道に該当しなくなったときは、速やかに、専用水道廃止(休止)届(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道の設置等の届出)

第8条　受水槽の設置者は、当該受水槽を簡易専用水道の施設として使用するに至ったときは、速やかに、簡易専用水道設置届(様式第11号)により市長に届け出なければならない。

2　簡易専用水道の設置者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、簡易専用水道届出事項変更届(様式第12号)により市長に届け出なければならない。

(1)　建築物の名称

(2)　設置者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(3)　受水槽、高置水槽その他の給水設備の構造及び給水管の材質

3　簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道を休止し、若しくは廃止したとき又は当該水道が簡易専用水道に該当しなくなったときは、速やかに、簡易専用水道廃止(休止)届(様式第13号)により市長に届け出なければならない。

(改善の指示等)

第9条　法第36条第1項の規定により専用水道を改善すべき旨を指示するとき又は同条第3項の規定により簡易専用水道の管理に関し必要な措置を採るべき旨を指示するときは、市長は、改善指示書(様式第14号)により行うものとする。

[法第36条第1項]

2　法第36条第2項の規定により水道技術管理者(法第24条の3第6項の規定により水道技術管理者とみなされる受託水道業務技術管理者を含む。)を変更すべきことを勧告するときは、市長は、勧告書(様式第15号)により行うものとする。

[法第36条第2項] [法第24条の3第6項]

(給水停止命令)

第10条　法第37条の規定により専用水道又は簡易専用水道による給水を停止すべきことを命じるときは、市長は、給水停止命令書(様式第16号)により行うものとする。

[法第37条]

2　前項の規定による給水停止命令を行った場合であって、水道水の管理上必要と認めるときは、市長は、水道事業管理者に対してその旨を通知するものとする。

(給水の緊急停止の報告)

第11条　専用水道又は簡易専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項又は省令第55条第4号の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに、市長に報告しなければならない。

[法第34条第1項] [法第23条第1項] [省令第55条第4号]

(立入検査の際の身分証明書)

第12条　法第39条第2項又は第3項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す身分証明書(様式第17号)を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

[法第39条第2項] [第3項]

(補則)

第13条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。